

法学部140回連続講演会折り返し

裁判員裁判の量刑分析

創立140年に向け、講演会が間もなく折り返し。法学部が2015年9月11日を皮切りに、社会人がから神田キャンパスで開く。仕事帰りに聴講し、催している140回連続講演会。



度の概要
本：裁判官3人、裁判員
いがなく、当事者に異議を満たす場合には、裁判員らなる合議体を構成して(法2条②)数が足りなくなった場合超えない数の補充裁判員法10条①)

創設140年に向け、講演会が間もなく折り返し。法学部が2015年9月11日を皮切りに、社会人がから神田キャンパスで開く。仕事帰りに聴講し、催している140回連続講演会。7月1日は渡邊一弘教授(刑事政策)が、導入から8年たった裁判員裁判の量刑の傾向を取り上げた。渡邊教授は殺人罪の有り難い刑罰の重さにそれぞれどのくらい影響を与えているか統計的手法で分析。制度導入以前の裁判官だけの判決と比べ「若年者の犯行に厳しく、育児や介護疲れによる犯行には同情的な傾向がみられる」と説明した。

裁判員裁判での死刑の適用基準や、少年法の精神を踏まえた判決であるかどうかの分析結果も紹介。考案や立場が違っても、客観的な現状分析を共有すれば、議論の場は設定できる。現実の運用状況を正しく理解し、議論を深めることが有意義な法政策の展開につながる」と語った。

学生や市民が熱心に耳を傾けた。一緒に聴講した桑田あさきさん(法2)と大貫玲奈さん(同)は、「自分が裁判員に選ばれたらと考えながら聞いていた。裁判員裁判のあり方に注目していきたい」と表情を引き締めていた。

前期の140回連続講演会の連携を強めている。学

演会は、7月25日の第69回(萬澤陽子准教授「お金を託された人の責任」が最終。後期は9月29日に宮城啓子教授「刑事法の課題」からスタートし、12月16日まで行う。土曜開催は11月18日と12月16日の午後1時30分から午後5時30分まで行われる。最終日は、活発な質疑応答がなされるので勉強になる」と話していた。

やさしい英語で経済学講座

経済、国際関係などの時事問題を、英語で講演する第164回国際交流特別講演会「やさしい英語による経済学講座」(5回)が、5月27日から6月24日まで生田キャンパスで開催された。講師は国際交流協定校・スウェーデンのEU離脱などでタイムリーな話題となり、市民や学生など延べ約300人が参加した。

統一テーマは欧州連合(EU)。英国のEU離脱などでタイムリーな話題となり、市民や学生など延べ約300人が参加した。

約8年前から参加している横浜青葉区在住の男性は「英語を学ぶことが好きで毎回楽しみにしている。ペレグリン先生は講義も質問の応答も分かりやすく、英語で話して話を聞いていた。」

岡山県出身の甲田敦規さん(商3)は「大阪へのJターンを見据え、今夏のインターシップを考えた。受け入れ先の探し方を知らなかったが、府の担当者の方から直接話を聞くことができ、有意な情報を得ることができた」と語った。3年次生に交じって参加した松本瑞穂さん(経営学)は「就職先は地元長野県か都内で考えていたが、各自治体の話や、各自治体の話を聞いていくうちに、自分で選択肢を狭くしていたと気付いた」と話した。

専大生だけでなく、近隣の他大学の学生も来場し、熱心に話を聞いていた。

対策室長に 商・上田教授
上田和勇教授が就任し、事案対応に努める。相談受付窓口は生田4号館2年。044-9000-7805
E-mail: camhar@acc.senshu-u.ac.jp

対策室長に 商・上田教授
上田和勇教授が就任し、事案対応に努める。相談受付窓口は生田4号館2年。044-9000-7805
E-mail: camhar@acc.senshu-u.ac.jp

地方での就職を支援

17自治体インターン説明会

生の地方での就職やインターシップを推進するため、16府県1市と就職協定を締結(6月現在、表参照)。自治体と協力し、学生にインターンシップや企業情報などを伝えている。

協定締結自治体が地方でのインターンシップなどについて説明する「地方ではたらく・暮らす」を考える合同説明会」が6月10日、サテライトキ

岡山県出身の甲田敦規さん(商3)は「大阪へのJターンを見据え、今夏のインターシップを考えた。受け入れ先の探し方を知らなかったが、府の担当者の方から直接話を聞くことができ、有意な情報を得ることができた」と語った。3年次生に交じって参加した松本瑞穂さん(経営学)は「就職先は地元長野県か都内で考えていたが、各自治体の話や、各自治体の話を聞いていくうちに、自分で選択肢を狭くしていたと気付いた」と話した。

専大生だけでなく、近隣の他大学の学生も来場し、熱心に話を聞いていた。

群馬県知事 大澤正明

「魅力あふれる群馬」を共に創ろう!

群馬県は、古くから「のづくり産業」が栄え、高度な技術を持った企業が多くあるほか、東京から100キロ圏、かつ高速交通ネットワークの結節点という好立地、世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」をはじめとする豊富な観光資源、尾瀬や利根川の清流などの豊かな自然環境などを活かして、多様な産業が発展してきました。

支援しています。そのほか、学生と企業との交流や県内企業訪問バスツアーの開催、県外在住学生を支援するための奨学金の提供など、県内就職情報を提供してまいります。

本県の若者就職支援の特徴は、「一人ひとりに合わせた支援」です。そのほか、大会が開かれ、県内で過半数の方が知っているものですが、その中にも、本県の人口を誇る200万人という力があふれています。

最近では、ワークライマを共に創りましょう。



本県の若者就職支援の特徴は、「一人ひとりに合わせた支援」です。そのほか、大会が開かれ、県内で過半数の方が知っているものですが、その中にも、本県の人口を誇る200万人という力があふれています。

最近では、ワークライマを共に創りましょう。

【ジョブカフェぐんま】 <http://www.wakamono.jp/>

就職支援協定を結ぶ自治体

- 青森県・宮城県・秋田県・山形県
- 福島県・茨城県・栃木県・群馬県
- 新潟県・石川県・長野県・静岡県
- 大阪府・福岡県・佐賀県・熊本県
- 札幌市



合同説明会で熱心に話を聞く学生たち

「ハラスメントのないキャンパス」

人はなぜ、他人に嫌がらせや不快なことをして、苦しめるのでしょうか。ハラスメントとは、「人が意図的に、相手に不快なことをする」といいますが、それは犯罪行為にもなり得ます。ここでは教員と学生の間におけるハラスメントについて考えてみましょう。

ハラスメントとなる言動かどうかについては、グレーゾーンがあり、よく問題になることがあります。その中でも「ハラスメント」の定義として、①「侮辱的言動」②「脅迫的言動」③「差別的言動」④「不当な要求」⑤「不当な干渉」⑥「不当な監視」⑦「不当な拘束」⑧「不当な拘束」⑨「不当な拘束」⑩「不当な拘束」

この論理により、例えば教員と学生間のハラスメントを少なくする方策をシナブルに捉えると、①教員自身と学生によるストレス・マネジメントの実施②積極的コミュニケーションの実施③一例として、上層からの実施④「もう一人の自分」とのコミュニケーションを図る、次に学生との情報共有を図る(例えば、最初の授業時に学生に対して、いくつかの約束事・方針を丁寧に話す、学生の好まない行動に注意を促す、なぜそうしたか、どうすれば治るかの情報共有にウェイトを置く、小さなことでも助言が必要など)⑤関係組織でのハラスメント問題への関心や対応の強化、が考えられます。本学のハラスメント対策室では、主に②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩を重点的に実施しています。

「職場での働きがい」が人生で一番、幸福を感じる時間ということが分かっています。そうなるためには、我々はハードな対応に依存するよりも、ソフトな対応の重要性と効果を見直しましょう。

対策室長・上田和勇